

共同コミュニケ採択

合意議事録に署名

第9回日ソ漁業交渉の調印式は4月2日正午から東京霞ヶ関の外務省接見室で行なわれ、両国政府代表が議事録に署名したのち、共同声明を発表して閉幕した。

調印式には日本側から藤田巖、亀長友義、原栄吉、ソ連側からモイセーエフ、オコニニコフ、クレンコフの両国政府代表全員が出席、来賓として赤城農相、松岡水産庁長官、ビノグラードフ駐日ソ連大使らも出席した。

両国政府代表がそれぞれ合意議事録に署名、共同コミュニケを採択したのち、藤田、モイセーエフ両首席代表らがあいさつを述べて調印式を終えた。

合意議事録の内容は、ことしのサケ・マス総漁獲量（A区域50,000トン、B区域59,000トン）B区域の取締まり方法、同区域における漁獲量にたいする上下10%の許容量設定、タラバガニ漁獲量（日本240,000箱、ソ連420,000箱）などを骨子としたものである。

なおB区域のサケ・マス漁取り締まりにかんし①同区域へのソ連監視船の乗入れは行わない②日本監視船にソ連監督官が同乗する共同取締りは昨年と同様とするが、本年は太平洋区域のほか日本海区域でも実施する——と双方が合意に達した事項は、赤城農相、イシコフソ連漁業相交換公文として近く外交ルートを通じて正式に取りかわされる。

共同コミュニケ

北西太平洋日ソ漁業委員会は1965年3月2日より4月2日まで東京で第9回会議を開催し、相互理解と友好の精神のうちに、北西太平洋の公海における漁業に関連する諸問題を審議した。

委員会は審議の結果、次の主要な決定を

採択した。

1. 1965年のサケ・マス年間総漁獲量はA区域56,000吨, B区域は59,000吨。
2. サケ・マス漁業にかんするその他の規制措置は概ね昨年どおりとする。
3. カニ資源の保存のため, カムチャツカ半島西海岸に近接する若干の区域では1956年においてカニの商業的漁獲を行わないものとする。
4. 双方がカラフト, 北海道ニシンの資源が衰退状態にあることを認めたことにかんがみ, その資源の回復のために必要な自然環境要因および措置を究明するため科学的調査研究を行なうことを両締約国にたいし勧告する。
5. サケ・マス, カニ及びニシンについての科学的共同調査につき合意し, 1965年において漁業に関する学識経験者の交換を実施する必要を認め, その実施

を両締約国にたいし勧告する。

6. 会期中両国国別委員の間に1966年に予測されるサケ・マスの資源状態について意見の交換が行なわれた。

なお日ソ双方は明年度のマスの資源状態に留意し, 近い会議においてこれに対応する措置を検討することが望ましいと認めた。

委員会は第10回会議を1966年3月1日にモスクワにおいて招集することを決定した。

委員会第9回会議の議事録は4月2日署名された。議事録署名にさいしては日本側からは赤城農相, 松岡水産庁長官及根本外務省欧亜局参事官, ソ連側からはピノグラードフ駐日ソ連大使が出席した。

..... 早期・円満妥結を喜ぶ

両国首席あいさつ

<日本側 藤田代表>

3月2日開会以来, 審議は極めて順調に行なわれ, 最後まで当初の快調なペースを維持し, 1カ月程度で会議を終えたことは, 特記すべきことと考える。これは日ソ双方が早期妥結をメドに無用の論議を避け, 率直な意見交換を行なったことの成果であり, 将来に明るい見通しをもたらしたものと信じる。議長として, 会議の円滑な運営に多大の協力をされたモイセーエフ副議長とソ連代表団各位に深い敬意と感謝を表明する。今後ともこのよい先例を生かし, 委員会任務の円滑な運営と北太平洋漁の安定, 発展のため努力したい。

<ソ連側 モイセーエフ代表>

本日, 合意議事録に署名し交渉を終えたことは喜びにたえない。あらゆる問題は友好的な相互理解の精神のうちに妥結をみた。なかには困難な問題もあったが, 相互の立場を理解し, 尊重することによって円満に解決することができた。その重要な原因のひとつは藤田代表の手腕である。東京滞在中日本側から手厚いもてなしを受けたことに深く感謝する。